

# 大阪府と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの 地域活性化包括連携協定

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、大阪府内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、府民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 環境問題対策に関すること
- (2) 観光情報の発信や観光の振興に関すること
- (3) 府政や推進するイベントのPR協力に関すること
- (4) 健康増進、食育に関すること
- (5) 子育て支援に関すること
- (6) 子どもと青少年の教育及び健全な育成に関すること
- (7) 府の特産、名産の拡販と告知に関すること
- (8) 地域や暮らしの安全、安心に関すること
- (9) 高齢者支援に関すること
- (10) 災害対策に関すること
- (11) その他地域の活性化及び府民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項は、甲乙合意の上、決定する。

## （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

## （疑義等の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 12 月 15 日

甲 大阪府

代表者 大阪府知事 橋下徹

乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役社長 C O O 井阪 隆一